

議案第               号

公の施設（宝塚市立高司児童館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）9月     日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称    | 宝塚市立高司児童館                                     |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市安倉西2丁目1番1号<br>社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会<br>理事長 福本芳博 |
| 3 指定の期間      | 令和5年（2023年）4月1日から<br>令和10年（2028年）3月31日まで      |

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和4年(2022年)7月13日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市立高司児童館指定管理者選定委員会  
委員長 伊藤 篤

宝塚市立高司児童館指定管理者の候補者の選定について(答申)

令和4年(2022年)5月13日付宝塚市諮問第13号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立高司児童館(以下「高司児童館」という。)を管理する指定管理者の指定期間が令和5年(2023年)3月31日をもって満了するため、令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定します。

(2) 選定する施設

高司児童館

(3) 応募対象者の選定方法

宝塚市立児童館条例第18条第4項の規定に基づき、公募により指定管理者の候補者を選定しました。

(4) 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 宝塚市安倉西2丁目1番1号  
名 称 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会  
理事長 福本 芳博

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長 伊藤 篤 (甲南女子大学教授、宝塚市子ども審議会)  
委員 小塩 英樹 (税理士)  
委員 西田 弓子 (宝塚市民生委員・児童委員連合会)  
委員 白津 朋子 (高司児童館運営委員会)  
委員 阪本 直義 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和4年(2022年)5月13日  
イ 指定管理者募集 令和4年(2022年)6月1日～同年6月23日  
ウ 第2回選定委員会 令和4年(2022年)7月6日

(3) 評価方法

評価項目(5項目)と配点(100点満点)を設定し、応募者から提出された申請



書及び応募者のプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員5名の評価点を合計して500点満点とし、300点(60%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

### 3 選定結果

#### (1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると委員全員一致で決定しました。

採点結果は、500点満点中394点(78.8%)となりました。

#### (2) 選定理由

最低必要点数である300点を上回っているため、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

宝塚市立高司児童館指定管理者選定委員会 評価採点表

【第2回選定委員会開催日：令和4年(2022年)7月6日】

評価項目	採点項目	配点		評価	標準 点数
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	42	30
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	50	38	30
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	50	38	30
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	38	30
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	50	38	30
	適正な収支計画がなされているか	10	50	42	30
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	24	15
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	20	15
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	20	15
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	20	15
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	21	15
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	34	30
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	19	15
計		100	500	394	300
得点率				78.8%	
選定委員平均得点				79	
最低必要点数				300	

宝塚市立高司児童館指定管理者選定委員会判定結果

項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合	標準 点数
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	8	8	8	8	10	42	30
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	6	8	8	6	10	38	30
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	8	8	8	6	8	38	30
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	10	8	8	6	6	38	30
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	8	10	6	6	8	38	30
	適正な収支計画がなされているか	10	10	8	8	6	10	42	30
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	5	5	5	4	5	24	15
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	5	4	4	3	4	20	15
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	5	4	4	3	4	20	15
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	5	4	3	3	5	20	15
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	5	5	4	4	3	21	15
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	8	6	6	6	8	34	30
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	5	4	4	3	3	19	15
計		100	88	82	76	64	84	394	300
最低必要点数								300	

(様式第4号)

### 団 体 概 要 書

法 人 名	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会		
代 表 者 名	福本 芳博	設立年月日	昭和 29 年 (法人認可 昭和 43 年)
所 在 地	宝塚市安倉西 2 丁目 1 番 1 号		
基 本 財 産	55,689,302 円	職 員 数	350 名 (令和 4 年 4 月 1 日現在)
電 話 番 号	0797-86-5000	F A X 番 号	0797-86-5069
電子メール	[REDACTED]		
担当部署名	地域福祉部	担当者名	[REDACTED]
同様又は類似施設の管理運営状況			
事業・施設名	実施場所・所在地	事業開始年月日	主な業務内容
宝塚市総合福祉 センター	宝塚市安倉西 2-1-1	昭和 60 年 6 月 12 日	宝塚市総合福祉 センター管理運営事業
宝塚市立老人福祉 センター	宝塚市売布東の町 12-8	昭和 61 年 4 月 1 日	宝塚市立老人福祉 センター管理運営事業
宝塚市立 安倉児童館	宝塚市安倉南 1-2-1	平成 14 年 10 月 1 日	宝塚市立安倉児童 館管理運営事業
宝塚市立大型児童 センター	宝塚市売布東の町 12-8	平成 14 年 6 月 1 日	宝塚市立大型児童 センター管理運営事業

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、宝塚市立児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） センターの管理を安定して行う能力を有していること。

4 市長は、児童館（センターを除く。以下この条において同じ。）の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

5 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に児童館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

6 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 児童館の管理を安定して行う能力を有していること。